

## 名寄地区吹奏楽連盟コンクール審査内規

- ①課題曲・自由曲をそれぞれ、6.5.4.3.2.1の6段階で評価する。  
(B.C編成、個人コンクール・アンサンブルコンクールは自由曲のみ)
- ②名寄地区代表の決定については、以下の順で判定し、代表を決定する。
  - (ア) 審査票には代表団体に○をつけ、○印が審査員の過半数に達したものを原則として代表とする。
  - (イ) ○印が過半数に達した団体がなかった場合は、評価合計の最高得点の団体を代表とする。得点と同点の場合は、○印が多い団体を代表とする。
  - (ウ) 上記の判定で同率の場合は、審査員の決選投票で代表を決定する。
  - (エ) ○印が一つもない団体は代表に推薦しない。
- ③事務局は審査結果に基づき、金・銀・銅賞を判定し、理事長がこれを決定する。判定については、A編成の場合、評価の合計得点が60点～46点を金賞、45点～26点を銀賞、25点～10点を銅賞とする。また、B.C編成、個人・アンサンブルコンクールでは、評価の合計得点が30点～23点を金賞、22点～13点を銀賞、12点～5点を銅賞とすることを基本とする。
- ④銀賞・銅賞と判定された団体が代表として選出される場合もある。
- ⑤判定に問題が生じた場合は、審査員の意見を参考に理事長がこれを決定する。